

南箕輪村議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議員と議会の役割（第2条—第6条）

第3章 村民との関係（第7条・第8条）

第4章 村長などとの関係（第9条・第10条）

第5章 補則（第11条）

附則

平成16年（2004年）7月、平成の大合併が全国的に進められる中、本村は住民投票の結果、自立を選び、本議会は、近年続いてきた議員定数16名を10名に削減しました。村民にわかりやすく、開かれた議会を目指すため、平成22年4月に議会活性化研究会を立ち上げ、その後、議員構成は変わり、平成23年6月に議会活性化検討特別委員会を設置し、各種団体との懇談会など村民との意見交換を重ね、各種改革を実践してきました。

村民に選ばれた議員は、これからも村民と一緒に考え、しっかりと議論しながら議会改革を進めます。また、議員や議会の責務や活動原則、村民や村長との関係などを明らかにし、村民の負託に応え、村民の福祉の向上と村政の発展を実現するために、南箕輪村議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会活動の基本原則を定めることで、村民の負託に真摯に応え、村民福祉の向上と村政の発展に寄与することを目的とします。

第2章 議員と議会の役割

（議員の政治倫理）

第2条 議員は、村民の負託に応えるため、良心と責任感を持って品位を保持し、識見を養うよう努めます。

（議員の責務）

第3条 議員は、村民の代表であることを自覚し、村民の意見を的確に把握して、議員としての役割を公正かつ誠実に果たします。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、資質向上のため各種研修会に積極的に参加し、専門家による研修会を開催します。

2 議員は、議会および議員活動について村民にわかりやすい説明を行います。

3 議員は、議会全員協議会、各委員会などを通じて、合議制のもと、言論の場として議員間の自由な討議を行います。

(議会の責務)

第5条 議会は、二元代表制のもと、村民の代表機関として村政の課題を把握し、政策の提言や立案に取り組み、村の重要な政策などを決定します。

2 議会は、村長などの事務執行が適正に行われているか監視します。

3 議会は、村長などの事務執行が公平性および効率性をもって行われているか審査し、効果および成果について評価します。

(議会の活動原則)

第6条 議会は、前条の責務を果たすため、村民の意思および意見の把握に努め、それらを村政に反映させ、村民に開かれた議会を目指します。

2 議会は、村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくります。

3 議会は、他の自治体との交流及び連携を推進し、議会のあり方について調査研究を行います。

第3章 村民との関係

(村民との連携)

第7条 議会は、議会報告会、村民各層および各団体との懇談会など、村民との意見交換の場を設けます。

2 議会は、請願、陳情などを政策に関する提案にとらえ、誠実に処理します。

(情報公開)

第8条 議会は、村民への説明責任を果たし、より開かれた議会を目指すため、議会だよりやホームページなど多様な広報手段を用いて、情報を公開、発信します。

第4章 村長などとの関係

(村長などとの関係)

第9条 議会は、常に村長など執行機関と緊張関係を保持します。

2 議会は、村政における重要な政策および課題を十分に検討するため、村長など執行機関に具体的な説明、資料の提示を求めています。

(村長などの反問権)

第10条 村長などは、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。

第5章 補則

(検証および見直し)

第11条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、村民の意見や社会情勢の変化を把握しながら、常に検証します。

2 検証の結果、必要な場合はこの条例を見直し、適切な処置を講じます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

附 則（平成30年12月17日条例第24号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。